

【日本村落研究学会賞運用細則】

第1条 本規則は運用規則の円滑な運営を図るために定める。

第2条 選考の対象とする研究業績は、表彰を行う年の3月末日に至る2年間に刊行されたものとする。

2. ただし、第1回の選考対象については1993年4月～1997年3月、第2回の選考対象については1995年4月～1998年3月、第3回の選考対象については、1998年4月～1999年3月に公刊された研究業績とする。

3. 選考対象の研究業績は原則として単著とする。ただし、共同研究の業績であっても共著書等の分担執筆は選考対象に含める。

第3条 運用規則第2条の在籍期間及び年齢は、原則として表彰年の3月末日で計算する。

第4条 候補者の推薦期日は表彰年の5月末日とする。

2. 推薦者は、別記様式の推薦状1通を提出するものとする。

3. 選考委員は研究奨励賞候補業績の推薦者になることはできない。

第5条 選考委員会は定められた期日までに選考結果を会長に報告しなければならない。

2. 選考結果の報告期日は、毎年会長が指示する。

3. 選考委員会は、必要に応じて会員の中から選考に関する助言を得ることができる。

第6条 副賞は金一封とする。

第7条 研究奨励賞に関する事務は、学会事務局が担当する。

第8条 本細則の改正は、理事会で審議決定する。

付則 1. 本細則は1996年10月26日より施行する。

2. 第1回の選考委員の任期は1年とする。

3. 第2回の選考委員の任期は2年とする。